

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 7 2 号)

平成 1 3 年 3 月 2 3 日

横情審答申第172号

平成13年3月23日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
諮問について（答申）

平成12年6月5日市市相第10号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「法律相談カード（請求内容に係る分）」の公開請求の却下決定に対する異
議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「法律相談カード（請求内容に係る分）」の公開請求に対し、却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「法律相談カード（請求内容に係る分）」（以下「本件申立文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成12年2月17日付で行った却下決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する公文書は存在しないため却下としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書については、実施機関に、相隣関係や相続及び金銭など、生活上のトラブルに関して市民の便宜を図るため、弁護士による法律相談を実施しており、その記録として作成される「相談カード」があることから、請求者が公開請求をした内容が記載される可能性のある、この相談カードが該当するものとする。

相談カードには、相談者の氏名、住所（区・町名まで）及び相談内容並びにその要旨及び説明が記載されている。

(2) 却下処分の内容について

「相談カード」には、請求のあった「市法律相談で生活保護の知識を妻に与えた弁護士名」を特定できる文書は存在しない。

したがって、旧条例第2条第2号に定める公文書は存在しない。

4 異議申立人の却下決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の却下決定に対する意見は、次のように要約される。

公文書が存在しないとの意味について、そもそも相談した事実がないという意味が、

事実は存在したが、現在は廃棄されてないという意味か、現在もあるが、政策的理由等の何らかの理由でないとしたのか。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関において市民の便宜を図るため、相隣関係や相続及び金銭など、生活上のトラブルに関して弁護士による法律相談を実施しているが、その相談の記録として作成される「相談カード」であることが認められる。この相談カードには、相談者の氏名、住所（区・町名まで）、相談内容、相談要旨、説明等及び担当した弁護士等の氏名が記録されている。

(3) 法律相談業務について

法律相談業務そのものは、前述(2)のとおり、相談者のプライバシーに属することを取り扱うので、相談者にとって適切かつ効果的に相談を行うためには、実際に相対して話し合う相談者と担当する者との信頼関係が前提となるものとする。実施機関は、このような信頼関係が築かれ、市民が安心して相談できるように、相談した事実や内容が第三者に知られないようにするなど、相談者のプライバシーを最大限に保護すべきものとする。

(4) 不存在の処分の妥当性について

実施機関は、申立人が「市法律相談で生活保護の知識を妻に与えた弁護士名」の記録がある相談カードを請求していることについて、申立人の請求に合致する内容が記録された相談カードが存在しないことから、本件請求を却下している。

当審査会は、実施機関から提出された資料等について調査審議したが、実施機関の決定に不都合はなく、申立人の請求した内容に合致する文書が存在するとの結論を得るには至らなかった。

(5) 結論

以上のとおり、本件請求に係る旧条例第2条第2号に規定する公文書は存在しないとして、実施機関が公文書の公開請求を却下した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年6月5日	・ 諮問
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 諮問の報告
平成12年6月27日	・ 実施機関から却下理由説明書を受理
平成12年9月5日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・ 審議
平成13年1月26日 (第239回審査会)	・ 審議
平成13年2月23日 (第240回審査会)	・ 審議
平成13年3月9日 (第241回審査会)	・ 審議